

甲選管告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59条）第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年10月11日現在において次のとおりである。

令和7年10月12日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷村 定義

50分の1の数	1, 410 人
6分の1の数	11, 746 人
3分の1の数	23, 491 人